

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	徳島県 つるぎ町

## つるぎ町鳥獣被害防止計画

<連絡先>  
担当部署名 つるぎ町役場 産業経済課  
所在地 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦1番地3  
電話番号 0883-62-3114  
FAX番号 0883-62-4944  
メールアドレス sankei@town.tokushima-tsurugi.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カワウ、 ハクビシン
計画期間	令和 4 年度～令和 6 年度
対象地域	徳島県 つるぎ町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和2年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	野菜 (全般)	被害金額 17.5万円 被害面積 0.04ha
	水稲	被害金額 1.1万円 被害面積 0.01ha
	いも類	被害金額 5.8万円 被害面積 0.04ha
ニホンジカ	野菜 (全般)	被害金額 46.6万円 被害面積 0.14ha
	果樹	被害金額 11.7万円 被害面積 0.02ha
	水稲	被害金額 0.8万円 被害面積 0.01ha
	いも類	被害金額 2.5万円 被害面積 0.02ha
ニホンザル	野菜 (全般)	被害金額 17.5万円 被害面積 0.05ha
	果樹	被害金額 5.8万円 被害面積 0.03ha
	いも類	被害金額 0.9万円 被害面積 0.01ha
カワウ	魚類 (アユ等)	被害金額の把握はして いないものの実態はある
ハクビシン	野菜 (全般) 果樹 (柿等)	被害金額の把握はして いないものの実態はある
計		被害金額 110.2万円 被害面積 0.37ha

## (2) 被害の傾向

全ての被害実態を把握することは困難であり、上記の被害数値は報告があったもののみである。

### ①イノシシ

町内全域において年間を通して農作物の食害、踏み倒し、掘り起こし等の被害が発生している。

### ②ニホンジカ

町内全域において、年間を通して野菜・果樹の被害が発生している。生息数の増大に伴う被害が年々増加傾向にあり、被害地域も平野部へ近づいてきている。

### ③ニホンザル

貞光・半田地区の山間部を中心に年間を通して農作物の被害が発生している。近年、住居近くでも出没し住民に不安を与えており、対応に苦慮している。

### ④カワウ

漁業関係者から放流したアユが補食される等の被害情報が寄せられている。近年、飛来数が増加していると推定される。

### ⑤ハクビシン

町内全域において年間を通して農作物の食害等の被害が発生している。

## (3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和6年度)
イノシシ	被害金額 24.4万円	被害金額 24万円
	被害面積 0.09ha	被害面積 0.08ha
ニホンジカ	被害金額 61.6万円	被害金額 60万円
	被害面積 0.19ha	被害面積 0.18ha
ニホンザル	被害金額 24.2万円	被害金額 23万円
	被害面積 0.09ha	被害面積 0.08ha
合計	被害金額 110.2万円	被害金額 107万円
	被害面積 0.37ha	被害面積 0.34ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>各地区の猟友会に捕獲業務を委託し、有害鳥獣捕獲、個体数調整を実施しており、埋設、または自家消費等の方法により処理してきた。</p> <p>補助事業、町単独事業を活用し、箱ワナ(イノシシ用 39 基、サル用 14 基、サル用囲い罠 1 基、小動物用 10 基)の購入、設置を行う</p> <p>イノシシ 10,000 円/頭 ニホンジカ 10,000 円/頭 ニホンザル 10,000 円/頭</p>	<p>高齢化による捕獲班員の減員 捕獲檻の不足 捕獲個体の有効利用</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>町単補助事業等を活用し、電気柵、ワイヤーメッシュ柵等の防護柵を設置する場合、資材費の一部を補助し、整備を推進してきた。</p> <p>H27 年度以降</p> <p>〈ワイヤーメッシュ柵〉 件数：841 延長：72,810m 事業費：約 3,898 万円</p> <p>〈亀甲金網〉 件数：33 事業費：約 73 万円</p> <p>〈電気柵〉 件数：144 延長：13,814m 事業費：約 690 万円</p> <p>〈ネット〉 件数：111 事業費：約 187 万円</p> <p>また、地域や農地の実情に合わせた防護柵の整備を進めてきた。</p> <p>被害防止に関する知識と技術の普及啓発活動等を実施してきた。</p>	
生息環境管理その他の取組	<p>被害防止技術等に関する知識の普及啓発活動の実施をとおり、地域住民の自主的な活動（緩衝帯の設置や放任果樹の除去等）を促してきた。</p>	<p>地域住民の高齢化による活動規模の縮小</p>

(5) 今後の取組方針

捕獲と防除の両面から被害防止対策を推進する。また、被害防止に関する知識と技術の普及啓発活動等を実施する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

猟友会に捕獲業務を委託し、有害鳥獣捕獲、個体数調整を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン カワウ	一斉捕獲の実施(4月~10月) 有害捕獲の実施 狩猟免許の取得促進
令和5年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン カワウ	一斉捕獲の実施(4月~10月) 有害捕獲の実施 狩猟免許の取得促進
令和6年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン カワウ	一斉捕獲の実施(4月~10月) 有害捕獲の実施 狩猟免許の取得促進

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

徳島県鳥獣保護管理事業計画及び特定鳥獣管理計画との整合性を図りながら、適正な捕獲を実施する。また、捕獲計画数は、これまでの3ヶ年の捕獲実績の平均値を参考に設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	250	250	250
ニホンジカ	550	550	550
ニホンザル	50	50	50
ハクビシン	25	25	25

捕獲等の取組内容

わな(箱わな、囲いわな、くくりわな)、銃器による捕獲を実施する。  
捕獲実施時期は通年とし、捕獲場所は町内全域とする。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容  
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル	防護柵 10,000m 電気柵 2,000m	防護柵 10,000m 電気柵 2,000m	防護柵 10,000m 電気柵 2,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル	地域の自主的な 管理活動を支援する。	地域の自主的な 管理活動を支援する。	地域の自主的な 管理活動を支援する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

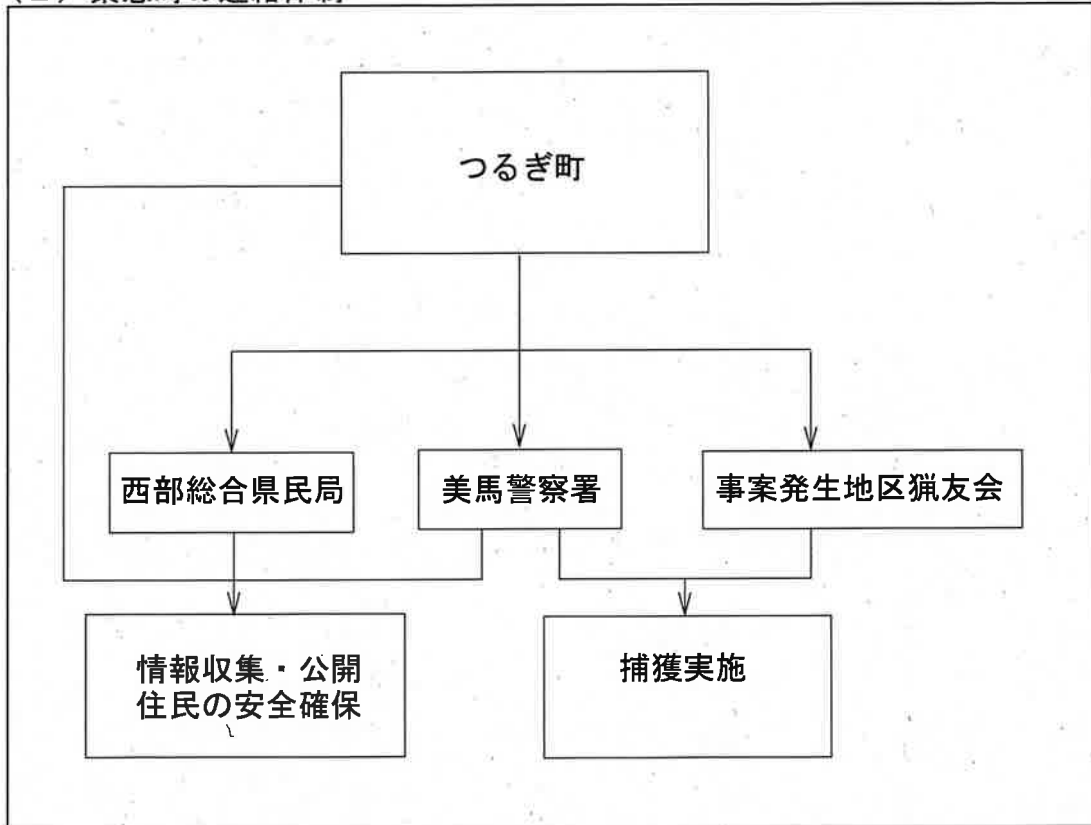
年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル カワウ ハクビシン	被害防止に関する知識と技術の普及啓発活動等を実施する。 地域の自主的かつ組織的な被害防止活動を支援する。 緩衝地帯の設置
令和5年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル カワウ ハクビシン	被害防止に関する知識と技術の普及啓発活動等を実施する。 地域の自主的かつ組織的な被害防止活動を支援する。 緩衝地帯の設置
令和6年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル カワウ ハクビシン	被害防止に関する知識と技術の普及啓発活動等を実施する。 地域の自主的かつ組織的な被害防止活動を支援する。 緩衝地帯の設置

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
徳島県西部総合県民局	関係機関への対応指示・指導
美馬警察署	対象鳥獣の捕獲・住民の安全確保
つるぎ町	住民への周知・関係機関への連絡
半田・貞光・一宇地区猟友会	対象鳥獣の捕獲・処理

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

地理的条件等を考慮すると、処理施設への搬入は困難であるため、現場での埋設等を確実にを行い付近の生活環境に影響がないよう処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他	該当なし

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効活用のための人材育成の取組

食肉としての利用、革製品の加工に関する技術の研修等により人材育成と鳥獣の有効活用についての検討を行う。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	つるぎ町有害鳥獣捕獲対策協議会
構成機関の名称	役割
つるぎ町役場	事務局、協議会に関する連絡、調整 被害防止対策の普及、啓発
貞光、半田、一宇地区猟友会	有害鳥獣捕獲等の実施 有害鳥獣関連情報の提供
美馬農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供
美馬森林組合	有害鳥獣関連情報の提供
鳥獣保護員	有害鳥獣関連情報の提供 鳥獣の保護に関する業務
美馬農業支援センター	有害鳥獣関連情報の提供 被害防止対策に関する助言、指導等の支援
農林業代表者	有害鳥獣関連情報の提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
西部総合県民局	有害鳥獣関連情報の提供
保健福祉環境部	有害鳥獣捕獲等に関する助言、指導等の支援
徳島西部農業共済組合	有害鳥獣関連情報の提供
吉野川西部漁業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

つるぎ町職員8名で鳥獣被害対策実施隊を結成し、防護柵の配布・捕獲活動の推進等を行い町内の被害対策への取り組みを進める。



(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし